

平成12年第10回教育委員会記録

平成12年5月24日(水)

公開期日 平成12年6月6日

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成12年5月24日(水)午後1時30分～午後2時45分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 舟 生 清 委員長 大 門 哲
職務代理者 丸 田 頼 一
委員 鬼 丸 かおる 委員 丸 田 頼 一

出席説明員 教育長 與 川 幸 男 事務局次長 松 本 義 勝
庶務課長 佐 藤 博 継 事務局参事 辻 武
学務課長 和 田 義 広 施設課長 秋 葉 正 行
指導室長 工 藤 豊 太 事務局副参事 田 中 哲
社会教育スポーツ課長 中央図書館長
荒 井 健 一 古 川 正 司
社会教育センター所長 中央図書館次長
伊 藤 俊 雄 杉 田 治

事務局職員 庶務課係長 木 下 淳 法規主査 能 任 敏 幸
担当書記 後 藤 行 雄

傍聴者数 1 名

会議に付した事件

- 議案第71号 杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事の請負契約の締結について...可決
- 報告案件 1 5月1日現在、児童・生徒数、学級数調査について
2 5月1日現在、区立幼稚園児在籍状況について
3 平成12年度教科用図書採択事務の予定について

委員長 ただいまより、平成12年第10回教育委員会定例会を開会いたします。本日の議案は、杉並区情報公開条例第6条、第1項第6号の規定により、平成12年第2回区議会定例会の告示まで公開できない、いわゆる時限秘情報のため、杉並区教育委員会会議規則第13条の規定に基づき、秘密会にいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、秘密会といたします。また、本日の署名委員に鬼丸委員を指名いたします。それでは、日程第1、議案第71号、「杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事の請負契約の締結について」を上程いたします。施設課長より、説明をお願いいたします。

施設課長 今回の6月区議会定例会において、教育委員会にかかわる契約案件を付議するに当たり、区長から教育委員会に意見を求められましたので、ご審議をお願いするものでございます。それでは、議案を朗読させていただきます。

「議案第71号、杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事の請負契約の締結について。右の議案を提出する。平成12年5月24日、提出者杉並区教育委員会教育長與川幸男。議案第71号杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事の請負契約の締結について。右の議案を提出する。平成12年6月13日、提出者杉並区長山田宏。杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事の請負契約の締結について。杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事施工のため、左記のとおり請負契約を締結する。記、1. 契約の目的、杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、金1億6,170万円也。4. 契約の相手、杉並区阿佐谷南3丁目2番2号、江州建設株式会社、代表取締役一花薫。5. 工期、契約締結日の翌日から平成13年7月19日まで。6. 支出科目等、平成12年度一般会計、教育費、中学校費、学校施設建設費、工事請負費 平成12年度債務負担行為、(提案理由)杉並区宮前5丁目1番25号において、杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事を施工する必要がある。」

続きまして、教育委員会に対する提案理由です。

「(提案理由)平成12年第2回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、別紙写しのとおり、杉並区長から杉並区教育委員会の意見を求められたので、提案する。」

引き続き、工事の概要について説明いたします。

杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事概要。1. 工事件名、杉並区立西宮中学校校舎一部改築工事。2. 工事場所、杉並区宮前5丁目1番25号。3. 工期、契約締結日の翌日

から平成13年7月19日。4.用途地域、第一種低層住居専用地域、準防火地域、建ぺい率50%、容積率100%、第一種高度地区。5.設計事務所、株式会社翔設計。6.構造、鉄骨造、地上3階、部屋としては2階建て、3階部分については、既存校舎と連絡するための階段室などを設けている。7.面積及び高さについては記載のとおりですが、改築する面積は、延べ床面積の639.23㎡。各階は1階が304㎡、2階が294.65㎡、3階が40.55㎡、合計639.23㎡。一部改修が146.5㎡。解体校舎の面積が828.88㎡。

その結果、現在既存校舎の面積が5,255㎡ありまして、解体校舎829㎡を引いて、校舎改築増による640㎡になりますと、合計5,036㎡の校舎面積となります。

裏面は、西宮中学校の改築工事の案内図です。次に配置図と各階平面図です。まず、この配置図ですが、改築校舎のみを斜線で表しております。左側の3階の網かけ部分は改修する所です。また、既存校舎並びに体育館については、補強工事を行うもので、今般の契約案件とは別途に契約するものです。

次頁からは平面図です。この1階部分は、地域の方々が利用できるように配しております。開放用玄関を設けたり、身障用便所を設置しております。会議室を2つ設けて、空調設備も施しております。小会議室は畳の和室としております。

次頁は、2階になる所です。多目的室を2教室分スペースを確保しております。真ん中に間仕切りしているようですが、可動式となっておりますので、学校の指導上、利用状況によってお使い出来るように配慮しております。また、ここは地域開放にも対応できるように、設備、例えば視聴覚機器、AV機器で映写が可能になるもの、あるいは空調設備なども整備しております。

次頁の3階部分は、先ほど申し上げましたとおり、既存校舎との連絡のために作ったものです。併せて、学校要望を受け、3階には教育相談室、4階には進路指導室として改修するものです。2つの部屋は、他の学校においては普通教室の半分のスペースですが、ここでは1教室以上をとってあります。私からは以上です。

委員長 ありがとうございました。大変丁寧なご説明をいただきました。まず、質問をお受けいたします。

丸田委員 トータルで5頁目の「工事概要」の4番目の「用途地域等」のところで、第一種低層住居専用地域になっています。周辺部は建蔽率が50%で、容積率が100%となっていると思うのだけれども、学校はさっきのご説明の中でも、建蔽率50の容積100になっていなくて、2階建てになっています。だから、一種住専なのですが、学校というのは、その辺はどういうふうを読むのですか。

施設課長 この2階建ての所は、日影絡みで2階建てにせざるを得ないということなのですが、高さ制限のところでは、日影規制が入りますので2階建てしか建たないということと、いま委員がおっしゃるような用途地域との関係とはまた別な話のものです。用途地域というのは、その敷地面積に対してどのくらい建てられるかということがあります。また、ここを2階建てにしたのは、日影規制の関係で4階は建てられない所なのです。それで2階に規制せざるを得なかったということなのです。

丸田委員 だから、施設である学校との関係はどういうふうに読むのですか。

施設課長 先生がいまおっしゃるのは、既存の建物は4階で、新しい建物が2階だからということの質問ですか。

丸田委員 違います。一般の家だと、単純に一種住専とは何ぞやと言ったら、建蔽率50の、容積率100というのと、2階建てしか建てられないことになります。それが学校を建てられる時に、一種住専のそれというのは、なっていないでしょう、4階建てになっているから。4階建ては、普通のお宅だったら建てられないはずですね。

施設課長 そうです。今でも、私どものこの学校では建てられません。いまある建物は、既存不適格と申しまして、それと同じようなものは出来ないのです。当時はよかったのですが、今やると、既存不適格ということに該当すると思います。

事務局次長 建て直しの時には、今の制限を受けるわけです。昔これを建てた時には、まだそういう制限はなかったのです。

施設課長 正確に申しますと、前の建築基準法では適正だったのです。しかし、今やると合わないということで、そういうものを「既存不適格建物」と、私どもは呼んでおります。

事務局次長 建て直しの時には、今の制限の中で建てなければならないということです。

丸田委員 部分的に改修だからいいと。

事務局次長 そうです。それはもうあちこちにあるのです。

大門職務代理者 この1階も2階も、大体開放用に改修し直している工事ですか。

施設課長 教室を確保するには、学校施設基準がございまして、まず、それを満たそうというのが第一前提です。ただ一方で、それだけではいかなものかなと思ひまして、やはり地域の方々にも利用できるように。

大門職務代理者 基本的には学校の使えるスペース。

施設課長 もちろんございます。

大門職務代理者 もう1つ、補強するほかの校舎の部分とは、工期が違うのですか。

施設課長 工期は、補強する部分については、この5月の17日に契約されたもので、9月

29 日までに補強を済ませる予定で考えています。今回のこの図面の配置図の中に、「補強」と書いてある所は、9 月末までに全部補強を終わらせる予定でございます。

委員長 子供たちの日常の授業等については、安全面や、授業を進めるという点では、全然支障なく行われる予定ですか。

施設課長 そのように考えております。先ほど申し上げましたように、補強部分については、他の学校もございしますが、夏から 9 月ぐらいまでで補強を済ませます。改築校舎については、まず、ここを取り壊した後やりますので、そこはもうまるっきり使わないように、安全確保については、業者も決まりましたので、これからそういうことには徹底して安全確保に務めていきたいと思っています。

委員長 よろしゅうございますか。それでは、これはお認めいただいたことにいたします。以上で審議を終了いたしましたので、秘密会を終了いたします。

それでは、報告案件に移ります。「1 5 月 1 日現在、児童・生徒数、学級数調査について」「2 5 月 1 日現在、区立幼稚園児在籍状況について」以上、学務課長にお願いします。

学務課長 定例の 5 月 1 日現在の児童・生徒数及び学級数調査の報告をさせていただきます。真ん中の下のほうに全体の像が描いてありますので、そちらで説明させていただきます。いちばん下のほうの数字になりますが、(2)の計の所ですが、小学校で 17,518 人、これは昨年度に比べて 428 名の減でございます。中学校が 7,511 名、昨年度に比べて 149 名の減です。合計で 25,029 名ということで、577 人の減です。

次に学級数ですが、いちばん下の合計になります。612 学級ということで、昨年より 10 学級の減。中学校が 240 学級ということで、昨年より 2 学級の減。合計で 852 学級。12 学級の減という結果になっています。ちなみに小学校の 1 校当たりの児童数ですが、394.3 人ということで、昨年が 404.0 人です。これより減になっているということです。学級数ですが、12.9 学級ということで、昨年が 13.1 学級です。1 学級当たりの児童数ですが、30.6 人。昨年が 30.8 人です。中学校は同じく 1 校当たり 324.2 人、昨年が 329.9 人です。これも減です。学級数は 9.6 ということで、学級数のほうは昨年が 9.8 で、若干の減ということになります。1 学級当たり 33.8 名。昨年は 33.6 名ですので、1 学級当たりの人数では若干増えたという結果です。

ちょっと特徴的なことをいくつか申し上げますが、まず小学校のほうの 4 番目、杉並第四小学校ですが、6 学級ということで、1 学年から 6 学年まですべて単学級になったということです。また、11 番目の若杉小学校ですが、これは前回の学級編制の時もご説明申

上げましたが、6年生が7日までに、1日の40から42になったということで7学級。それがなかったケースで考えると、ここも6学級だったということになっています。

中学校のほうも、前回と同じ報告になります。高円寺中学校は従来6学級であったものが、7学級ということになったというのが特徴です。結果としまして、小学校については、普通学級で12の学校が減になり、4校が増と。中学校については、減になったのが9校、増になったものが3校という形になっています。結果的には、全体的には減となったということです。

もう1点特徴的なところを申し上げますと、真ん中の表にまたお戻りいただきたいのですが、まず在籍児童と生徒数についてですが、(1)の心障学級については、児童数が昨年が合計で171、今回は185ということで、14名の増ということになっています。さらにその下の済美養護学校、小学校部になりますが、こちら昨年より1名増えております。

学級数も、心障学級、済美養護学校とも、若干ずつ増えているということで、全体的な児童・生徒数の減の中で、心障学級、あるいは養護学校が増えているという状況が特徴的になっています。1番目の児童・生徒数、学級調査については以上でございます。

2点目の平成12年度の区立幼稚園児在籍状況ですが、これも前回報告した部分もございますので、ちょっと簡単に合計の所だけご報告させていただきます。まず4歳児ですが、280名ということで、昨年より25名の減です。率が62.5%、昨年比ですと5.6%の減。5歳児は315名ということで、22名の増ということでプラスの4.9%。結果として、定員比は70.3%。4歳、5歳合わせまして595名ということで、前年より3人の減。率でいきますと、今年度は66.4%ですが、0.3%の減。7年度の52.9%を底に、徐々に上がってきた定員比率が、ここにきてちょっと足踏みをしたという状況になっています。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。小中学校の児童・生徒数、学級数、幼稚園の園児の在籍状況について、ご質問がございましたら、お受けいたします。

丸田委員 区立幼稚園の園児は、定員というのはどうやって定めるのですか。たえず定員でどうこうということで、統計をとらなければいけないことになるのですね。

学務課長 国の幼稚園要領の中で、一応、1学級35人以下という規定がございます。その中で、幼稚園については区は設置義務がありませんので、都の認可を受ける時に、私どもとして定員を定めて、許可をいただく。その定員が今で言いますと、1学級32名ということになっていますので、それで定員比を出している。私立のほうも同じようなことをやっています、それぞれの園に基づいて、基準の中で許可を受けて、その中で定員管理を

しているということになります。

丸田委員 単純に、幼稚園に定員があって、大学もありますけれども、小中学校までであると。

学務課長 学校教育法の絡みでいきますと、小中学校については、私ども区域の児童については、教育を受けられるように学校を設置しなければいけないことになっています。したがって、施設的な面では何人までしか入れないということはありませんが、基本的には、地域の中で児童が公立小学校へ入りたいということについては、それを受け入れるための環境整備をするということになっていきますので、定員という感覚がございません。ただ、私立と同じように、幼稚園については先ほど申し上げたとおり、私どもは区立幼稚園がなくともかまわないわけです。制度的には、認可を受ける時にそういった形で定員を定めていくということになっています。

丸田委員 考え方として、幼稚園などももう少し流動的に考えてもいいわけでしょう。

学務課長 国の基準の中で、各区でやはり定数の管理は違います。ですから、35を超えなければいいということで、あるいは学年によっても基準が若干ずつ目安が異なって、下のほうが1学級の人数が少ないという感じはありますけれども。

委員長 小中学校とも、教室数については問題ないと思うのだけれども、前の区議会でも、高井戸中学校の教室数について大きな問題が投げかけられたわけですが、学級数が15ということで、いわゆる教室数が不足している。これはどういう対応をしているか、それをちょっと皆さんにも。

施設課長 いま委員長からおっしゃられましたように、現在3階の図書室の所を普通教室として、カーテンを周りにやっております。私どもとしては、いつまでもそういうわけにはいかないと思ひまして、まず前提として、15学級が5、6年続くだろうということ想定しておりました。その結果、この夏辺りに、普通教室として整備していこうかなと考えております。そのことによって、現在図書室を普通教室にいま転用していますが、図書室を元に戻して、普通教室としてやっていく。では、具体的にどこだということはあるのですが、それは進路指導室とか、あるいは教育相談室があるのですが、大事なものは、やはり教育相談室は確保していこうと。進路相談については、学校の中で工夫してやれるということを、学校側とも再三再四お話をしまして、学校側も理解を示していただいて、そのような方向でやっていくということで、今ある既存校舎の中で、15学級の普通教室を考えていくつもりでございます。

委員長 何とか確保できるわけですね。是非、ひとつよろしく願いいたします。

鬼丸委員 幼稚園のことにまた戻ってしまうのですが、いま幼稚園の存続云々ということ
を言われている最中です。先ほど丸田委員もおっしゃったことですが、定員比というふう
に出すと、定員の比率の低い所は、まるで何か幼稚園としての評価を出されたようなイメ
ージを、お持ちになる方がいるのではないかという感じもちょっと受けるので、あまり気
持のいい数字ではないなという感じがするのです。子供さんがこれだけ減ってきている時
に、こういうふうに100%の所もあれば、30何パーセントという所もあるとなると、幼稚
園の先生のイメージとしては、教える保母さん側からすると、何かあまり気持よくないの
ではないかなという感じがするので、定員比というのは出さなければいけないのですか。

学務課長 これまでの経過から、この新しいやり方を検討する前も、学級数の問題とか、
計画がございます。そういう中で、定員管理をいつも頭におきながらやってきたという中
で、委員会にもそういう形でご報告する、ということやってきています。これは議会も
含めてですが、今後委員のほうから、その辺についての改善ということであれば、内部で
は検討したいと思えますけれども。

鬼丸委員 幼稚園の問題は存続の問題そのものがあるので、何とも言いにくいのですが、
数字というのは怖くて、見ると、何かそれで成績がつけられたかのようなイメージが、す
ごく強いのです。ここの場合はいいですが、これが外に出ていった場合、こういう数字が
どう評価を受けるのかなということが、ちょっと怖いかなという気がいたします。

学務課長 私どものほうは、これは利率的な数字で、それぞれの教育がどうかという話で
はなく、地域に出たとしても、全体的に少子化ということを皆さんよくご理解いただい
ていますので、そういった意味では、比較的園がどういった教育をしているのだろう、と
いう側面であまり見ていくということはないのかなとは思っているのですが、いま委員ご指摘の
とおり、見ますと、例えば堀ノ内と方南とか、さっき言った高い所、成田とか、極端な部
分がありますので、委員会としていろいろご指摘があれば、私どもとしては工夫してみたい
と思います。

鬼丸委員 例えば100%というと、何かいいことがあったのかなとかということも、ちょ
っとチラホラと聞こえたりするものだから、やはりそういう見方を一般的にはしてしまう
のかなという気がしているので、ちょっと申し上げました。

委員長 高井戸中学の教室の問題で、いまお話を聞いて、今度は小学校の浜田山について
質問するのだけれども、これは心配ありませんか。

施設課長 この学校は、私もちょっとどうかなということで見に行きました。普通教室も
あるのですが、実態は、さっき学務課長の説明にもありましたが、「自分の区域のものが

あるのですが、それ以外の所から来ているということがあります」というようなことを、校長先生からお話を聞いております。教室的には、私どもは普通教室は大丈夫でございます。

委員長 あと、どのぐらいまで大丈夫なのですか。あと、1つか2つ。

施設課長 もともと浜田山小学校は、昔32学級という記憶があったので、いま学童クラブとして余裕教室、特別教室を使っていますから、普通教室のほうは多分まだ大丈夫ではないかなという記憶があります。ですから、1学級、2学級増えても大丈夫かなと思うのです。ただ、浜田山小学校のほうが増えるということは、そのままいけば、学域である高井戸中学校に反映してきますので、そこは考えないといけません。

委員長 増える以上は、入れ物をちゃんと作っておかないわけにはいかないから、浜田山と高井戸がやはり1つの大きな、考えていかなければならない問題になってくるわけですね。これは施設課だけでなく、学務課のほうともいろいろ関係することだろうけれども。心障のほうで、子供の数が増えているということで、この間も済美養護に行った時に、要するに、子供を教育するという意味ではなくて、済美養護の設置目的に合う児童を収容してと。やはり早い話が、肢体不自由などのお子さんは、都立のほうの施設を利用させてというようなことも言っていたような気がするのですが、その辺に対する配慮はどうなるのですか。どんどん入ってくると、また当然施設が足りなくなるということになるだろうけれども、その辺に対しての配慮は、学務課としてはどうですか。

学務課長 就学相談につきましては、区と都が連携して進めています。主疾患は、前回でも養護学校のほうから、たしか9人という報告があったと思うのですが、主疾患が身体にかかわるものについては、都のほうの肢体不自由のほうの養護学校に行っていただく形で、就学相談を進めていきます。ただ、都に行ってから、また戻ってくるケースもございますが、やはりうちのほうは知的障害の養護学校として設置しているわけですが、本来は都道府県に設置義務があるわけです。区が設置したというのは、非常に地域に身近な学校だということ。また、やはり通うのも近いことになります。そんなことがあって、どうしてもというケースになってくると、学校側と相談して、運営上支障がない範囲で今まで受け入れてきたというのが、現状です。

ただ、この間学校長からもお話があったとおり、肢体不自由の教員配置とか、そういった施設配置、いろいろな医療配置もされていません。ですから、基本的な考え方としては、肢体不自由が主疾患の場合については、都のほうへお願いしていくということは、就学相談の中では進めざるを得ない。ただ、通常の学級へ障害者が入るようなことがございます。

あれと同じで、最終的には保護者に処分という形で命令をするのではなくて、保護者の意思が最後は生きるような形で、結果的には受け入れてきているという状況になっています。

また、あの場でもお話がありましたが、そういった主疾患以外で、本来の知的障害の方も、そういったことで養護学校の教育がいいということが伝わっているのではないかと思うのですが、近隣の区から、住所変更という形で入ってきているケース。前回何か千葉のお話があったと思うのです。あるいは、その後私どもの福祉施設授産所等が整っているということもありまして、そういった長期的な視点も含めて、区に転入されてきて杉並区に入ってくるケースもありまして、今のところ増えているという結果になっております。

委員長 しかし、これは今年だけのこういう現象なら、それで事は足りるかもしれないけれども、年々こういう心障のほうの入学希望者が多くなっていくということであれば、いま話されたように、やはり地域住民のための施設なのだからということをしていけば、この辺の施設に対する配慮ということも無視するわけにはいかないでしょうから、それは考えておいてもらわないと。

学務課長 私どもの課題として、この間も、施設面でも変更した特別室の話が出たと思いますが、このままいきますと、早晚その辺のところを考えていくというのが、1つの課題だと認識しています。

委員長 お願いいたします。それでは、報告案件の3番、「平成12年度教科用図書採択事務の予定について」、指導室長にお願いします。

指導室長 4月26日第8回教育委員会定例会において、教科用図書採択要綱について、報告事項という形で申し上げました。それに伴いまして、今回、「杉並区立中学校教科用図書採択事務予定」という形でお示しすることになりました。基本的には、教育委員会の定例会を基準にとりまして、6月の13日、教育委員会で委員の名簿を諮問いたします。また、6月28日教育委員会におかれましては、永福南小学校の学校訪問です。その後、済美教育研究所が展示会場になっておりますので、そこで委員の方々に視察を兼ねて、展示の状況、見本本を見ていただくという形をとらせていただきたいと思います。っております。

また7月12日の委員会、7月26日の委員会、この期間、各委員の先生方におかれましては、それぞれの平成13年度使用する教科書について、またいろいろ個別に見る状況がありましたら、こちらで対応したいと考えております。

7月26日の教育委員会におかれましては、右側のほうに立ち上がっている審議会等、また心障養護学校等の検討委員会から上がってきたものについて、報告を答申という形でお示しするような形になろうかと思っております。8月9日の教育委員会におかれましては、教

育委員会の形の中で採択という決定をいただくという流れになっております。それをもちまして、杉並区教育委員会から東京都教育委員会に、8月15日に採択報告をするというのが、まず、大きな流れでございます。

教科書の展示については、まだ期日がこちらに届いておりません。しかし、東京都教育委員会のほうから、6月23日ごろになるであろうと。概ね確かな情報でございますので、6月23日から7月12日まで、これは法定的な展示期間でございます。済美教育研究所の教科書センターは、従来からここには教科書センターが置かれておりますので、ここで6月23日から7月12日まで開催いたします。

科学教育センターにおかれましては、国際理解センターと同時に、初めての展示会場ということになります。科学教育センターは、6月26日から7月1日、国際理解教育センターは7月2日から7月8日までという形で展示をいたし、また区民の皆さん方からアンケートを回収して、審議会を通して教育委員会のほうの答申という形に上ってくるような予定になっております。以上、私のほうから事務予定について説明させていただきました。

委員長 ありがとうございます。質問等をお受けいたします。

大門職務代理者 アンケートを回収なさるのですが、回収した後、どんな処理をなさるおつもりですか。

指導室長 アンケートは、一応今回の場合は、こちらでは手を加えたり等はいたしません。すべてそのままにして、審議会、委員の方々に見ていただくという形になります。

丸田委員 今のアンケートというのは、どなたがお作りになるのですか。

指導室長 アンケートの様式は、教育委員会の指導室事務局が作ります。一応、自由記述でございます。

丸田委員 自由記述だから、審議会とか、その意見がなくてもいいという感じになるわけですか。

指導室長 一応、それも審議会で報告の形の中で、また区民の意見を反映していくという形で、添付という形になろうかと思えます。

丸田委員 自由記述というのがいいのか悪いのかということがあるのですね。それを反映させる場合、読む場合に大変だし、アンケートをする時、その辺は断ったほうがいいですね。

指導室長 59条撤廃からどこの区もそうですが、23区は初めての教科図書の採択でありますので、今年度はやらないという区もあるとは聞いておりますが、私どもは、やはり杉並区が誇れる教科用図書の採択という形のために、平成12年度は、13年度に中学校が1

年間使う教科書でございまして、できる限りの形でやりたいという試みであります。そのためには、試行をやってみて、13年度にきちんと活かすということがあろうかと思えますので、今のところ、区民からのアンケートについては、まだセンサー等は求めないで、一応ご意見をいただくという立場に立っております。

委員長 教科書の見本というのは、50万区民を抱えた杉並区にも2セットしかこないわけですか。

指導室長 昨年度までは3セットでした。教科書センターの済美研におかれまして、教科書に関する特別設置法、その他文部省省令とか地方分権推進とか、そういう形の中で、一応法令で決められたセット数だけ置かれる、という形でございますので、3セットが昨年度まででございました。今年度から、要望があればということで5セットに変わりました。平成13年度からは5セットをきちんと準備できるという形になろうかと思えます。ですから、セット数は増えます。今の話は中学校です。来年度は中学校でございます。小学校におかれましては、いま5セットですので、プラスアルファで7セットに部数が増えます。

委員長 そうすると、今年度は5セットくるわけですね。

指導室長 平成13年度の部分については5セット。

委員長 今度教科書を展示すると。それに間に合うための見本の教科書は何セットくるということですか。

指導室長 申しわけございません。実は、ここの部分については教育委員会のほうが、当初5セット当然来ているという形で、思い込みがありました。東京都の教育委員会の指導部管理課側の教科書係から、見本本を必要とする採択地区と、必要としない地区と申し込んでくださいという時期がございました。本区では、当然教科書センターのほうに5セットあるという認識をしておりました。その部分については、私どもの調査がしっかり入っていなかったということについて、お詫びしなくてははいけないとは考えておりますが、3セットがやはり用意されているのみであるということが判明しました。そのために、済美教育センターに、この2セットは必ず置いておかななくてははいけない。これは法令で決められております。従来ならば、科学センターと国際理解センターに、済美研と同じようなスパンの中で展示をしなくてははいけないというようには、私どもも思っていたわけですが、このような形で期日の分割をすることで、展示会場を広めていくという日程をとらざるを得なくなったということが、実情でございます。

委員長 いまの室長のお話のように、どういう教科書を採択するかということについては、

区民の関心も相当高い。これはもう、お互いみんな承知していることなので、展示場所も皆さんの努力で、今まで済美研究所だけに置いたものを、さらに2カ所増やしてと。結局こうやって見てみると、見本教科書の数の関係で、これでは3つになっているけれども、2つということになってしまうわけですね。科学教育センターにあったものを、日にちを何日とって、次に杉四のほうへ移すということだから、開催されているのは、済美研究所はずっとそのまま、法定展示期間中は展示されているけれども、そのほかの場所は、正直って一カ所だということになるわけですね。

指導室長 そうでございます。期日の長さからすれば、委員長のおっしゃるとおりだと思います。

委員長 教科書の数がないのでは仕様がございませんね。済美研究所には必ず2部置かなければならないということが、法定なのでございますね。

指導室長 そのとおりでございます。そこが枠がありましたものですから、私どもも何とかその部分のところで回避できて。やはり区民の関心の強いものでございます。その部分については強く認識しておりましたので、何とかその部分を回避しようと努力したわけですが、現状のいろいろな形の中で、この形が最上にできる形でのベストかなということと。

委員長 やむを得ない処置ということなのでしょうね。本来ならば、済美研究所に展示されている期間、ずっと科学教育センターにも、国際理解センターにも置きたかったのだけれども、教科書の数の都合でこうならざるを得なかったということですよ。

指導室長 そのとおりでございます。平成13年度におかれましては、教科書センターと同一の格付けにはなるとお思いますので、それぞれ期日とそういうことについては、同じような状態にきちんとすることになります。

鬼丸委員 これは決まりがあるから仕様がございませんが、例えば、この中学校の教科書というのは、1セット全部で何冊ぐらい来るのですか。

指導室長 いまちょっと手持ちに資料を持ってないのですが、教科書の上下という形を合わせまして、ちょっと記憶が違ったら後で訂正しますが、冊数からしますと70何冊かと思っております。いま向こうには資料があるのですが、大変申しわけございません。

鬼丸委員 例えば済美研究所で23日から12日まで展示だけれども、土、日は展示されないわけですね。

指導室長 はい。職員の勤務的なことで、そのところは展示されません。

鬼丸委員 そうすると、一般の方が見に行こうととっても、かなりきついということが1

つと、實際上、今ちょっと計算してみたら、展示されている時間数が112時間しかないのに、70何冊も点検するということは、どう見ても物理的に不可能であるという気がするのです。もちろん、1人の人が全部チェックするわけではないとは思いますが、そういうことから考えると、もっと土、日にも展示するとか何か、工夫が今後は必要なのかなというふうに、ちょっといま物理的な問題として感じましたので、感想だけですが。

指導室長 委員のおっしゃるとおりだと、私どももそれは考えているわけです。ただ、一応職員の勤務の体系とか、また教科書展示に伴う人的な措置の予算とか、そういう諸々のケースがございまして、その部分については、また開催時間もできる限り遅くまでしていただけないかとかいう声も聞かれております。その点のことについては、教育委員会全体の中で今後検討して、来年度対応して、また予算化というようなことでいかに得ないかなど。今年度はできる範囲の中で、諸問題も出しながらまとめて、教育委員会の来年度、今回やったケースよりもっと前進するような形でいっていただければ。指導室だけの回答では出来ない部分がございますので、一応そのようにお答えしておきたいと思っております。

事務局次長 関連して、文教委員会でもこの問題は、要綱を報告した時に出た意見として、場所の3カ所という問題と、もうちょっと分かりやすい所とかいう要望が出まして、それについては検討するとお答えをしました。本格的な採択は来年度からですので、それに向けて検討したいと思っています。

委員長 前年度の区議会、区民の要望と言い替えてもいいと思うのですが、それに対応するために、今までは済美研究所だけに展示しておいたのを、より多くの区民がそれを閲覧できるように、さらに2カ所を増やすということで、公の場でも言ってきたわけです。それがここではっきり、済美研究所を除いては、ほかには1カ所だということ。これはやはり我々は認識していかなければいけないと思うのです。前に言ったことと、実際にやることとは、そこところが違う。教科書の見本の数が、うちで思ったようには来ないのだということを、何か問題があった場合には、はっきり答えなければならないことがあると思うのです。その点を心得ていないと。

指導室長 確かに委員長のおっしゃるとおりで、私も文教委員会で5セットという発言をして、当然各委員がそのような形の状況のことになっているという思いがあります。その部分については、文教委員会等で再度説明をすることが必要かと考えております。申しわけございません。

委員長 来ないのでは仕様がありません。ほかに、日程等について何かご意見、ご質問、あるいはご要望等でもございましたら、ひとつお願いしたいと思います。いま言われたよ

うに、閲覧する時間の数と教科書の数とか、必ずしも1人の人が何十冊も見わけではないというのは、そのとおりですが、杉並の広報によって、これを区民に知らせるということだけでも、やはり何かもっと身近な、各小学校のPTAの会報等を通して、こういうことをお知らせして、是非閲覧したいのだという方がいたら、周知させるということは親切な仕方ではないかなと思うのです。PTAの広報で、是非これを載せるというわけにはいかないけれども、お願いするか何かして、自分のお子さんの使う教科書のことだから、父母の方も関心はお持ちだろうと思うのです。杉並の広報で見るのと、PTAのそれぞれの学校の、ここで言えば杉七の親たちがPTAの広報を見るのとでは、やはり親しみ方などが違うのだらうと思って、そういうところでも、そういうことを知らせて親切にやってやったらどうかと思うけどね。

指導室長 委員長のおっしゃることは、大変ごもっともなことかと思っております。ただ、PTAの紙面を使えるのかどうかということも、いろいろな状況があります。要するに、展示会場等を周知するということでの、パンフレットの的な掲示を作って、それぞれの学校に貼っていただくようなことが可能なのか、教科書センターとも打合せしながら、できる限りの周知ができる方向で検討してまいりたいと考えています。

委員長 お願いします。

指導室長 先ほど鬼丸委員からありました種類と点数の件ですが、いま資料が届きました。中学校におかれましては、種類数が71種です。これは教科という意味です。国語、書写、社会とかすべて。点数というのは、上下のことも含めての本の数です。137点です。参考に、小学校におかれましても55種です。点数については324点です。大変な数です。以上でございます。

大門職務代理者 よく見るということは、私もよくあるのだけれども、例えば1冊だって、最初から最後まで全部読むというのは大変です。それを3冊読んで、読み比べてどれがいいということ。そういう意味では、我々の設けた審議会なりが、やはり大事だと思うのです。私も教員でしたが、他人にこれを使えという教科書は、やはり自分の使いたい教科書というか、使う人がいちばん大事だと思うのです。それは確かに建て前で言えば、そのとおりだけれども、あまりそこにのめり込んで、そういう考え方だけをというのは現実的ではないと思います。

鬼丸委員 これは脇道にそれるのですが、例えば済美教育研究所に行って、これを見られた方が、そこでコピーをさせてもらうとかいうことは出来るのですか。もしお金を払うとしても、そういうことはあり得るのですか。

指導室長 今のご質問に対しては、私は回答が分からないと言ったほうが正確ですが、多分教科書等についてはそこで見るとというのが原則になりますので、コピーで持ち出すということは出来ないと思っております。そこには教科書等についても、いたずら書きも、何か書いたりするのも、持ち出しも、そのためにきちんと受付を含めまして、人が1日中いるという状態になりますし、コピーをとるとということは持ち出すことになりますので、それは出来ないと思っております。

委員長 今年初めての区の仕事だから大変だろうと思いますが、区民の理解を得て進められるように、ひとつ是非ご配慮いただきたいと思っております。

指導室長 そのとおり頑張りたいと思っております。

委員長 それでは、予定された議案、報告案件は、以上で終わります。どうもご苦労さまでございました。以上で閉会にいたします。